

みせ税理士
の

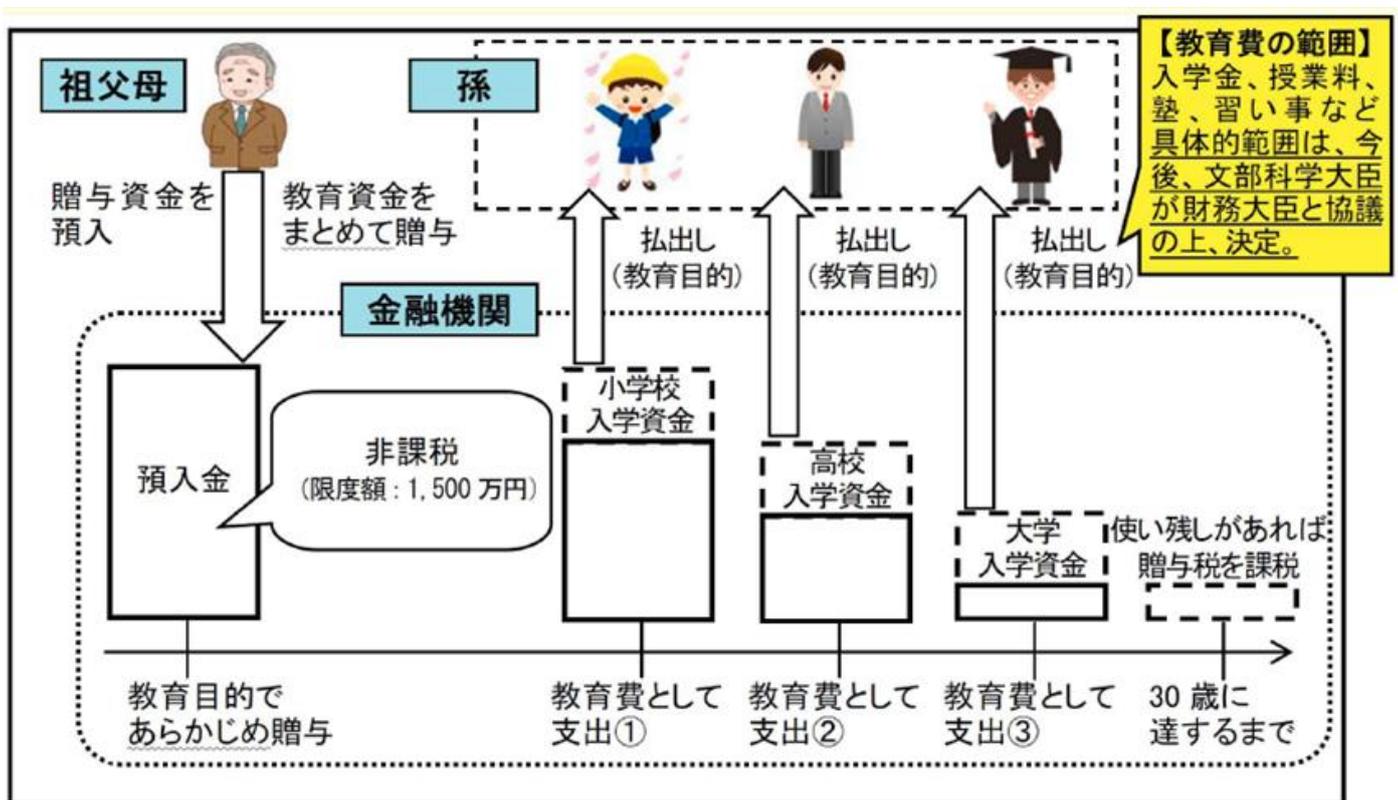
相続相談手帖 第5話

Q 私はアパート2棟及び駐車場を20年以上経営しており、財産の蓄積もそれなりに出来ました。私の今の楽しみは、毎年、孫へ教育資金を贈与することです。

平成25年度税制改正では、「子や孫への教育資金の贈与」が一括非課税と聞きました。

相続税対策を兼ねて、具体的な仕組みを教えてください。

A 現在の詳細な規定は発表されていませんが、概要は以下の通りです。



(教育資金の贈与の活用例)

例えば、孫が4人なら6,000万円まで非課税で贈与することができます。

非課税で生前に贈与することで、あなたの相続財産を効果的に減少させることができ、

相続税の負担を軽減することができます。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

無料相談
受付中